

一般社団法人日本整形外科超音波学会 費用償還規則

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人日本整形外科超音波学会定款第31条（報酬等）に基づき、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員総会の決議により報酬を支給する場合は、この限りではない。

(費用)

第3条 理事及び監事が職務遂行に伴い負担する費用は、支払うものとする。これには年1回の学術集会時の理事会及び社員総会への出席のための宿泊費（上限20,000円/泊）及び監査業務の旅費（宿泊費含む）が含まれる。

(費用の請求及び支給方法)

第4条 前条の費用の支給を受けるためには、実費の領収書を事務局に提出し、精算するものとする。

2 支給は原則として現金で行う。ただし、本人の指定する金融機関口座への振込も可能とする。

(規則の変更)

第5条 本規則は、理事会の決議により変更することができる。

附則 本規則は、令和6年10月18日から施行する。